

令和6年1月16日

建設消防委員会

警防課

職員の懲戒処分について

令和5年12月14日に大麻所持違反により逮捕された消防職員の懲戒処分についてご報告いたします。

1 被処分者 消防局警防課 一般職員（消防士）^{やまだ}山田^{せいや}誠也 27歳男性

2 処分年月日 令和6年1月16日（火）

3 処分内容 免職

4 事件の概要

令和5年11月27日（月）大麻所持違反の疑いで警察による家宅捜索を受け、吸引器具から0.021gの大麻の燃えカスが検出され、令和5年12月14日（木）大麻所持違反の容疑で逮捕された。

なお、令和5年12月21日付けで嫌疑不十分により不起訴処分となっている。

また、大麻を所持し使用していた時期は、令和2年頃で1年間ほど使用していた。

5 処分の理由

麻薬・覚せい剤等の所持により法令違反を犯し、全体の奉仕者としてあってはならない非違行為は、市民の安全・安心を司る消防職員としての信用を傷つけ社会的評価を低下毀損し、本市行政の信用を失墜させたため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号により免職とするものです。

6 再発防止策

消防職員を対象にコンプライアンス（法令順守）研修を実施します。

また、所属長による職員面談を通じて、不祥事防止を徹底してまいります。

令和6年1月16日

建設消防委員会

東消防署

職員の逮捕について

令和6年1月14日（日）浜松中央警察署に消防職員が住居侵入罪の容疑により逮捕されましたことを報告します。

1 逮捕者 浜松市東消防署 一般職員（消防士） ^{たけむら}竹村 ^{こうたろう}巨太郎 25歳男性

2 事件の概要

令和6年1月14日中央区和地山地内の面識のない一般住宅に侵入、リビングで寝ていたところ起床した住人が発見し110番に通報、午前5時50分ごろ浜松中央警察署により住居侵入罪の容疑で逮捕された。

なお、消防局において事情聴取したところ、飲酒し記憶を無くし、施錠されていない見知らぬお宅に侵入したことを認めた。

3 職員の概要

熱心に業務に取り組んでおり、勤務において問題の報告は受けていません。

4 再発防止策

幹部職員による対策会議を開催して原因を追及し対策を検討します。